

2023. 9. 4

No.011

本部「申38号」団体交渉にて発覚！

会社は社友会に対し 資金支援を行っている！

支部情報 No.10で触れましたが、申38号交渉の中で会社が社友会に一定のルールに基づいて補助を出している事が明らかとなりました。

会社は社友会を「任意の集まりであり、会社として関与していない」と言っていたのに、補助を出すのは明らかに矛盾しています。

一定のルールと行っていますがどのようなルールなのでしょう？
任意の集まりに支出する根拠は何なのか、また職場で開催する全社員対象とした取り組みと社友会とは一体何が違うのか、会社の資金を使う以上、明確な説明をすべきです。

そもそも社友会は自主的な集まりと会社は言っていますが、現場では管理職・副長が社員へ加入を促しています。そして声かけは全社員へは行われていません。平等で無い、任意の集まりへ会社の資金を支出することは社員間を差別することにあたります。

物価高にも関わらず低額の手当に抑えられ生活が逼迫する中、社友会へ補助を出すよりも全社員のモチベーションをあげるために会社は努力すべきです！



お金の使い方
間違っていない？

会社は社友会に
関与していないの？



物価高にも関わらず低額の手当に抑えられ
生活が逼迫している！
会社は社員間の差別をやめ、全社員へ平等に、
この間の努力に応えるべきだ！！